

小平市議会基本条例 逐条解説

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条－第4条）

第3章 市民と議会との関係（第5条－第9条）

第4章 議会と行政との関係（第10条－第12条）

第5章 議会における審議と議会の機能強化（第13条－第20条）

第6章 議員間の自由討議（第21条－第23条）

第7章 委員会の活動（第24条・第25条）

第8章 議員の政治倫理、議員定数及び議員報酬の改正（第26条－第28条）

第9章 政務活動費（第29条）

第10章 議会と議会事務局の体制（第30条－第33条）

第11章 条例の位置付けと見直し（第34条・第35条）

附則

地域のことは地域の住民が責任をもって決める地方自治の時代にあつて、小平市議会（以下「議会」という。）は、持てる機能を十分に駆使して、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映することが求められている。

議会は、二元代表制の下、直接選挙によって選ばれた議員による市の最高意思決定機関及び議事機関として、市民の生活向上と福祉の充実のため、市民の負託に応える役割と責務を担っている。

そのために議会は、日本国憲法で保障する国民主権の原理に基づき、合議機関としての特性を十分に生かし、市民への情報提供及び市民との情報共有を図りながら市民参加を進め、市政の執行を監視し、市民本位の政策立案や政策提言を積極的に行っていかなければならない。

ここに議会は、住民自治の実現を目指すとともに、小平市自治基本条例（平成21年条例第27号）の議会の責務に基づき、主権は市民にあることを常に自覚し、不断の議会改革を進めることを決意し、この条例を制定する。

【解説】

前文では、この条例を制定するに至った背景と必要性を示し、議会改革の理念と目指すべき目的を定め、その実現に向けた決意を宣言しました。

前文は、四段落の構成となっています。

第一段落は、地域に住む住民が、自らの意思と責任で地域のことを決定するという地域自治の時代背景を認識し、その上で市民の多様な意見を市政に反映することが議会の役割であると表明しました。

第二段落は、二元代表制の一翼を担う議会は、選挙によって選ばれた議員による最終的な意思決定機関、合議制の議事機関としての機能を生かし、市民の負託に応える役割と責任を負っていることを明らかにしました。

第三段落は、議会の普遍的原則を、日本国憲法の基本原則である「国民主権」に求め、それを民主主義の源として、情報提供及び情報共有を前提とした市民参加を進め、市民のための政策立案や政策提言を積極的に行うことを強く規定しました。

第四段落は、小平市自治基本条例にある議会の責務に基づいて不断の議会改革を進めるとの決意を宣言しました。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにし、議会の基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づき市民の負託に応え、市民福祉の向上及び公正かつ民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例は、合議制の機関である議会の役割を明らかにし、議会の活動原則など基本的事項を定めることで、市民の負託に応え、市民全体の福祉の向上と市政の発展に寄与することを最終的な目的として定めています。

用語解説

二元代表制

国とは異なり地方自治体では、首長と議員をともに住民が直接選ぶ制度となっている。特徴として、首長と議会がともに住民を代表することになっており、互いに対等の機関として自治体運営の基本的方針を決定することになっている。

合議制の機関

議会は、複数の議員の合議によって意思を決定する機関である。

これに対し市長は、一人の判断で意思を決定できる独任制の機関である。

地方自治の本旨

憲法第92条に定めがあり、住民の意見に基づいて行政を行う「住民自治」と、国とは別の独立した団体として自らの判断と責任で行政を行う「団体自治」の二つで構成されている。

市民

この条例では、小平市の区域内に住所を有する個人並びに市内で働き、学び、又は活動する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。

※ 小平市自治基本条例では、第3条において「市民」とは小平市の区域内に住所を有する個人をいうとしている。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の役割と活動原則)

第2条 議会は、議事機関として、条例の制定及び改廃、予算の議決、決算の認定、行政の監視及び評価等の役割を担うものとする。

2 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、情報提供を積極的に行い、市民参加の促進に努めるものとする。

3 議会は、政策立案及び政策提言に関する機能の強化を図るものとする。

4 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めるものとする。

5 議会は、市民に説明責任を果たすため、分かりやすい説明をするように努めるものとする。

【解説】

第1条の目的を達成するため、議会の役割と活動原則を定めています。

議会の役割を憲法第93条に規定する議事機関として、条例の制定改廃、予算の議決などを行うこと、並びに行政の監視・評価、政策立案及び政策提言を行うことを定めています。

その役割を果たすための活動原則として、積極的な情報提供で市民参加を進めること、政策立案と政策提言の機能を強化すること、市民の多様な意見を把握し、反映できる議会運営を行うこと、市民に分かりやすい説明をすることなどを定めています。

(議員活動の原則)

第3条 議員は、自由かつつな討議を通して市政の論点及び問題点を明らかにし、市民に対し、情報提供を積極的に行うものとする。

2 議員は、議会活動と議員活動について位置付けを明確にした上で、議会活動が優先的な活動となるよう努めるものとする。

3 議員は、市政の課題について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さん等に努めるものとする。

4 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の個別的な課題の解決にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動するよう努めるものとする。

【解説】

第1条の目的を達成するため、市民の代表として議会を構成する議員のあるべき活動原則を定めています。

議員間の自由かつつな討議で市政の問題点を明らかにすること、条例の立案や制定を行うなどといった議会活動が中心的活動になること、自己の能力を高める研さんや政策立案能力の強化を行うこと、市民全体の福祉の向上を目指す活動を行うことなどを定めています。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした理念を共有する議員で構成する。

【解説】

議員は、議会活動を行うために会派を結成することができることを定め、さらに会派は、政策を中心として理念を共有する議員で構成することを定めています。

第3章 市民と議会との関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、全ての会議を原則として公開する。

2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第100条の2に規定する学識経験を有する者等（以下「学識経験者等」という。）による専門的調査を活用するよう努めるものとする。

3 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下これらを「委員会」という。）において、法第109条第5項の規定において準用する法第115条の2の第1項の規定による公聴会における利害関係者等の意見聴取又は同条第2項の規定による参考人の意見聴取（以下「参考人制度等」という。）を活用して、専門的識見、政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、議員の政策立案の能力を向上させ、政策提案の拡充を図るため、市民との意見交換の場を設けるものとする。

【解説】

議会は、より市民に開かれた議会を実現するため、本会議や常任委員会、特別委員会など全ての会議を原則公開とすることを定めています。

さらに、地方自治法に規定されている学識経験者等による専門的知見や参考人制度を活用したり、意見交換の場を設けることによって市民参加の機会を保障し、市民の多様な意見等を議会の討議に反映させることを定めています。

第3項の参考人制度等の活用については、議会として請願者の意見陳述の機会を設け、平成25年9月定例会会期中の委員会において初めて実施しました。

(議会報告会)

第6条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を毎年2回以上、行うものとする。

【解説】

議会として、市民への説明責任を果たし、議員全員が地域に出向き、直接市民に報告し、意見を交換する議会報告会を開催することを定めています。

市民と意見交換することにより、議会が市政の課題や問題点を発見し再確認することができるなど、政策立案や政策提言を実施するための重要なツールとなります。

定期的に行うため、年間2回以上開催することとしました。

(議会広報の充実)

第7条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表し、情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、市

民が議会及び市政への関心を高めるよう議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

【解説】

議会は、より市民に開かれた議会を実現するため、議案に対する各議員の対応を公表していくとともに、市議会だよりのさらなる充実やホームページ等の様々な情報媒体を活用した広報活動を行っていくことを定めています。

(広報・広聴委員会)

第8条 議会は、広報及び広聴の機能を充実させるため、議員で構成する広報・広聴委員会を設置することができる。

【解説】

議会の広報・広聴機能の充実のため、情報の提供とともに広く意見を聴くことの活動を一体化し、議会報告会で寄せられた市民意見を市政の課題として整理するため、「広報・広聴委員会」の設置について定めています。

(意見公募手続)

第9条 議会は、基本的な政策等の策定に当たっては、意見公募手続を行うことができる。

【解説】

議会が基本的な政策や条例などを策定する過程において、その内容を市民に説明し、また、市民の多様な意見を把握して政策に反映するために、必要に応じて意見公募手続を行うことができることを定めています。

第4章 議会と行政との関係

(議員と市長等との議会審議等)

第10条 議会の審議等における議員並びに市長その他の執行機関及び

その職員（以下「市長等」という。）は、次項及び第3項の規定により緊張ある関係の構築に努めるものとする。

- 2 議員は、市長等に対する質疑及び質問について、広く市政の課題に関する論点及び問題点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。
- 3 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質疑及び質問を受けたときは、その論点を整理するため、答弁に必要な範囲内で、議長又は委員長の許可を得て当該議員に対し反問することができる。

【解説】

二元代表制では、議会と市長がともに市民を代表し、この二つの代表機関が常に相互の緊張関係を保持しながら、それぞれの責務と役割を果たしていくことになっています。

そうした二元代表制の意義から、議会の審議、審査における論点と問題点を明らかにするために、質問の形式を一問一答方式で行うことができることを定めています。さらに、市長等が議員の質疑・質問の趣旨を確認するための反問権について定めています。

（文書による質問）

- 第11条 議会は、市長等に対し、文書により質問を行い、文書による回答を求めることができる。
- 2 文書による質問の手續に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

議会として、市政に関して市長等に対し文書による質問ができることを定めています。

市長等は、議会が提出した質問書に対して回答をするものとし、回答書が送付され次第、直ちに全議員に配付します。

(市長等による政策形成過程の説明)

第12条 議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、事業等について、議会審議において論点を整理し、政策の水準の一層の向上を図るため、次に掲げる事項の説明を行うよう求めることができる。

- (1) 当該政策を必要とする背景
- (2) 当該政策の提案に至った経緯
- (3) 長期総合計画基本構想との整合性
- (4) 当該政策の実施に要する経費及びその財源措置
- (5) 将来にわたるコスト計算
- (6) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (7) 他の自治体の類似する政策等との比較又は評価

2 議会は、提案される予算案及び決算の審議に当たっては、分かりやすい政策説明の資料を作成するよう求めるものとする。

【解説】

議会は、市長等の提案した重要な政策等の審議において、その論点を明確にして政策論議が行えるよう、7つの事項について市長等に対し説明を求めることができることを定めています。

第2項では、予算案や決算の審議に当たり、今後も市長等から適切な資料が提出されるよう、議会が必要に応じて資料の作成を求めることを定めています。

第5章 議会における審議と議会の機能強化

(災害時の議会等の対応)

第13条 議会及び議員は、災害による不測の事態が生じたときは、市民の生命及び財産を保護するため市長等と連携し、災害対策の対応に努めるものとする。

2 議会及び議員は、災害の発生に備えるため、平常時から地域の情報を把握するとともに市長等と情報を共有するように努めるものとする。

【解説】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓から、災害発生時の対応及び平常時における防災への対応について、議会としての基本的なあり方を定めています。

災害が発生した場合には、各地域において災害情報の把握を早急に行い、市の災害対策本部と緊密な連携を図り、議会として速やかに対応します。

また、日常的な防災・減災の対策については、市長等の情報を速やかに把握できるよう、議会として情報共有ができる機関等の検討を視野に入れ定めています。

(法第96条第2項の議決事件)

第14条 法第96条第2項の規定に基づく議決すべき事件は、別に定めるもののほか、市政にとって重要な計画等であって、議会と市長等が市民に対する責任を担うものとして次に掲げるものとする。

- (1) 長期総合計画基本構想
- (2) その他別に条例で定めるもの

【解説】

地方自治法第96条第1項には、議会で議決しなければならない15項目の事件が定められていますが、同条第2項により、この15項目以外の事件を追加できることから、この規定を積極的に活用します。

本条では、既に別の条例で議決事件としている「小平市名誉市民条例」のほか、議会と市長等が市民に対する責任を担う観点から、市政にとって重要な計画・構想などを議決事件に追加するとして、長期総合計画基本構想を議決事件として定めています。

また、第2号のその他別に条例で定めるものとして、この条例と同時に「小平市市政に関する重要な計画等の議決に関する条例」を制定し、その中で現在は、都市計画マスタープラン全体構想を議決事件として定めています。

(行政計画の報告と調査)

第15条 議会は、市長等が各行政分野に係る基本的な計画（以下「行政計画」という。）を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、所管する委員会等へ報告を求めるものとする。

2 議会は、行政計画について所管する委員会で、積極的に所管事項の調査に努めるものとする。

【解説】

議会は、市長等が行政計画の策定などを行う場合は、その内容を所管する委員会などへ報告することを市長等に対して求めていくことを定めています。

さらに、所管する委員会で行政計画の積極的な調査の実施について定めています。

用語解説

行政計画

行政が行政活動の目標を設定し、その目標を達成するための手段を総合的に提示する計画のこと。

(議決責任)

第16条 議会は、議決責任を深く認識し、議案等の議決又は意思決定若しくは政策決定を行ったときは、市民に対して説明する責務を有する。

【解説】

議会は、議決する責任の重みを深く自覚するとともに、議決を行った場合には、議会として市民に対し説明する責務を負うことを定めています。

(議会の機能強化)

第17条 議会は、市政の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する機能の強化を図るものとする。

- 2 議会は、学識経験者等の専門的知見及び参考人制度等を積極的に活用するよう努めるものとする。

【解説】

行政への監視・評価はもとより、積極的に政策立案、政策提言を行う議会にするために、議会としての機能をこれまで以上に強化することを定めています。

その方法の一つとして、学識経験者等の専門的知見や参考人制度等を積極的に活用していくことを定めています。

(調査機関及び検討会等の設置)

- 第18条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、学識経験者等で構成する調査機関又は議員で構成する検討会等を設置することができる。

【解説】

議会は、議会活動や委員会審査の参考とするために、市政の課題に関する調査が必要と判断したときには、その調査を行うための調査機関や検討会などの場を設置することができることを定めています。

(会期の運用)

- 第19条 議長は、必要な会期について議会運営委員会に諮り、本会議において決定するものとする。
- 2 議長は、前項に規定する会期の決定については、法第179条第1項の規定による市長による専決処分を最小限にするよう決定しなければならない。
 - 3 議長は、法第101条第2項の規定による臨時会の招集の請求を適切に行うものとする。

【解説】

地方分権の進展とともに地方議会の果たすべき役割が増大していることを踏まえ、議長は、会期の設定や臨時会の招集請求権について、速やかな対応ができるよう適切に行うことを定めています。

(議長及び副議長)

第20条 議長は、議会を代表し、議会の秩序保持及び議会事務を統理し、合意形成に向けた調整及び政策の調整を行い、公平公正な議会運営に努めなければならない。

- 2 議長及び副議長は、議員による選挙で選ばなければならない。
- 3 議長及び副議長の選挙においては、所信表明する機会を設けなければならない。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を行うものとする。

【解説】

議長の職務権限や選挙などについては、地方自治法に規定がありますが、この条例では議長の責務として定めています。

第3項では、平成25年6月定例会において、事前に所信表明にかかる申し出を提出した議員が所信表明を行ってから、本会議で正副議長選挙を行いました。

その手続等については、「小平市議会の議長及び副議長の選出に当たり実施する所信表明に関する実施要綱」により定めています。

第6章 議員間の自由討議

(議員間の自由討議)

第21条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議に努めるものとする。

- 2 議員は、本会議及び委員会において、議案の審査等を行うに当たっては、合意形成に向けた議員間の自由討議の議論を尽くすように努めるものとする。
- 3 議会は、議員間の自由討議を行うときには、市長等に対する本会議、委員会等への出席要求を必要最小限にとどめるものとする。

【解説】

議員は、議会在言論の府であることを十分に認識し、議員同士の議論を尽くすために、必要に応じて議員間の自由討議を行うことを定めています。

議会在、独任制の市長と大きく相違する点は、議決する過程で賛否の意見が存在しても議員同士の議論を経て、一つの結論が形成されていくという最も本源的な機能、すなわち、合議制の機関であるということにあります。

このような機能を十分に発揮し、市民への説明責任を果たす意味から、今までの市長等に対する質疑中心の議論から、議員同士で論点及び問題点を明らかにしていくための議員間の自由討議を活用して、議論を尽くすことを定めています。そのため自由討議の際は、市長等の会議への出席を必要最小限にとどめることを定めています。

(政策立案及び政策提言)

第22条 議会在、政策水準の向上を図るため、政策立案の機能強化に努め、条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し政策提言を行うものとする。

【解説】

議会在、地方分権の進展や市民の多様な意見・要望に応え、議会在の政策水準の向上を図るため、市長等への監視機能にとどまらず、議員提案による条例の制定や市長提出議案の修正など、様々な方法により議員同士が議論を尽くしながら積極的に政策を立案し、市長等に政策を提言していくことを定めています。

(政策討論会)

第23条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識の醸成と合意形成を図り、政策提案及び政策提言を積極的に行うため、政策討論会を開催するものとする。

【解説】

議会として市政に関する重要な政策や課題に対して、議員同士の自由な討議を通じて合意形成を図り、積極的な政策提案などを行っていくため、政策討論会を開催することを定めています。

第7章 委員会の活動

(委員会の運営)

第24条 委員会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性及び特性を生かした適切な運営に努めるものとする。

- 2 委員会は、所管に係る市政の課題について議案等の審査、所管事務等の調査及び政策提言を積極的に行うよう努めるものとする。
- 3 委員会は、審査に当たり資料を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。
- 4 議会は、常任委員会、特別委員会等の委員長及び副委員長で構成される正副委員長協議会を設置することができる。

【解説】

常任委員会を初めとする委員会が専門性と特性を生かし、所管する市政の課題に関する調査と委員会の政策提言を積極的に行い、委員会の審査資料を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うことを定めています。

第4項では、委員会での調査等の充実に向けた協議を行うため、各委員会の正副委員長で構成される正副委員長協議会の設置について定めています。

(議会運営委員会)

第25条 議会運営委員会は、主として議会運営及び議長の諮問に関する事項を協議するものとする。

【解説】

議会運営委員会について、議会の円滑な運営と議長の諮問に関して協議し、意見などの調整を行うことを定めています。

第8章 議員の政治倫理、議員定数及び議員報酬の改正

(議員の政治倫理)

第26条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、良心と責任を持ち、議員としての品位の保持に努めるものとする。

【解説】

議員は、市民から高い倫理性と義務が求められていることを深く自覚し、市民の代表としてふさわしい品位を保つことを定めています。

(議員定数)

第27条 議員定数に関する条例の改正の議案は、法第74条の請求（以下「条例制定改廃請求」という。）による場合又は市長が提出する場合を除き、検討経過等を明らかにし、明確な改正理由を付して委員会又は議員から提出するものとする。

2 議員定数に関する条例の改正の提案に当たっては、市政の課題及び将来展望、市民の多様な意見の反映等の視点を十分に考慮するとともに、市民を含む第三者機関による議会活動の客観的な評価等を参考にするように努めるものとする。

【解説】

議員の定数は、地方自治法において条例で定めることとされており、現在、「小平市議会定数条例」により28人と定めています。

議員定数の改正については、市民への説明責任を果たすために、委員会又は議員が検討経過を明らかにし、改正の理由を付けて議案を提出することを定めています。

また、議員定数の改正を提案する場合は、市政の課題や将来的な展望、市民の多様な意見を考慮しながら、第三者機関の客観的な評価なども参考にして、総合的に判断することを定めています。

(議員報酬)

第28条 議員報酬に関する条例の改正の議案は、条例制定改廃請求による場合又は市長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して委員会又は議員から提出するものとする。

2 議員報酬に関する条例の改正の提案に当たっては、市民の多様な意見を参考にするように努めるものとする。

【解説】

議員報酬に関する条例の改正については、市民への説明責任を果たすために、委員会又は議員が改正の理由を付けて議案を提出することを定めています。

また、議員報酬の改正を提案する場合は、市民の多様な意見を参考にして、総合的に判断することを定めています。

第9章 政務活動費

(政務活動費)

第29条 議員は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の充実

を図るため、政務活動費を厳正かつ適切に活用するものとする。

- 2 会派及び議員は、公正で透明性ある政務活動費の支出に努め、その用途を積極的に公開するものとする。

【解説】

政務活動費は、地方自治法第100条第14項の規定に基づき、議会の審議能力の向上や積極的な議員の調査研究のため、厳正で適切な運用をするように定められていることから、その運用については、「小平市議会政務活動費の交付に関する条例」により支給金額等を定めています。

本条では、政務活動費の活用について定め、政務活動費の支給を受けた会派及び議員は、公正で透明性ある支出に努めること、またその用途を積極的に公開することを定めています。

第10章 議会と議会事務局の体制

(議員研修の充実)

第30条 議会は、議員の資質の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

- 2 議会は、学識経験者等及び市民による議員研修会を積極的に開催するものとする。

【解説】

議会は、議員の政策立案と政策提言の能力向上のために、議員研修を充実強化することを定めています。

第2項では、学識経験者や市民が参加する研修も積極的に行っていくことを定めています。

(予算の確保)

第31条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能の充実を図るため、必要な予算の確保に努めるものとする。

【解説】

議会には、予算を調製して提出する権利は認められていませんが、二元代表制の一翼を担う機関としての機能を果たしていくために、必要な予算を確保することを定めています。

(議会事務局)

第32条 議会は、政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため議会事務局の機能の強化に努めるものとする。

【解説】

議会の政策立案能力等の機能が十分に発揮できるようにするために、第17条に規定する議会の機能強化とともに、議会活動を補助する議会事務局の機能を強化することを定めています。

(議会図書室)

第33条 議会図書室は、議員だけでなく一般もこれを利用することができる。

2 議会は、議会図書室の適正な管理及び運営をし、その機能の強化に努めるものとする。

【解説】

より市民に開かれた議会を実現するため、誰もが議会図書室を利用することができることを定めています。

また、議会図書室は、地方自治法の規定により議員の調査研究のために設置するものとされており、議会の政策立案機能を強化するため、議会図書室を適正に運営していくことなどを定めています。

第 1 1 章 条例の位置付けと見直し

(他の条例等との関係)

第 3 4 条 議会は、この条例が議会の基本的事項を定める条例であることを自覚し、議会に関する他の条例その他の規程を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

【解説】

議会は、この条例が議会の基本的事項を定めていることを明らかにするとともに、議会に関する他の条例、規則等の制定や改廃する場合には、条例の趣旨等を踏まえ、整合性を図っていくことを定めています。

(条例の見直し)

第 3 5 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において常に検証し、必要に応じてこの条例の見直しその他の適切な措置を講ずるものとする。

【解説】

議会は、第 1 条の目的が達成されているかを議会運営委員会において常に検証し、2 年から 3 年を目安に社会状況の変化や検証結果などを十分に考慮し、必要に応じて条例の改正などの措置をとることを定めています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。